

UHF 帯 RFID の周波数帯が 950MHz 帯から 920MHz 帯に移行されます。

1. 利用可能周波数の拡大

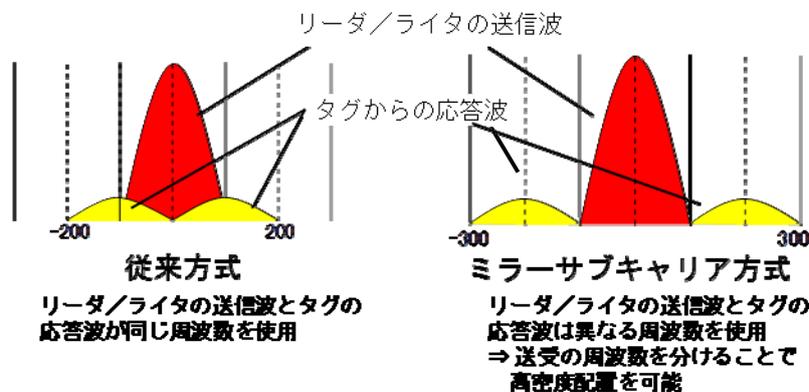
- ・ 現行：950～958MHz (8MHz 幅) → 移行後:915～928MHz (13MHz 幅)+2MHz (※)
 ※隣接する MCA とのガードバンド (928～930MHz) を有効活用し、低出力 (1mW) 局を導入

2. 出力上限の緩和

- ・ パッシブ : 現行は簡易無線局である 250mW 局を特定小電力(免許不要)へ
- ・ アクティブ : 長距離伝送 (数百m以上) を想定し 250mW 局を簡易無線局(登録局)として導入
 : 欧州での状況を踏まえ、20mW 局(特定小電力)を導入 (従来: 10mW)
 : リモコン等に利用される 1mW 局用チャンネルを拡大 (17ch → 77ch)

3. 高出力型パッシブタグの高速化

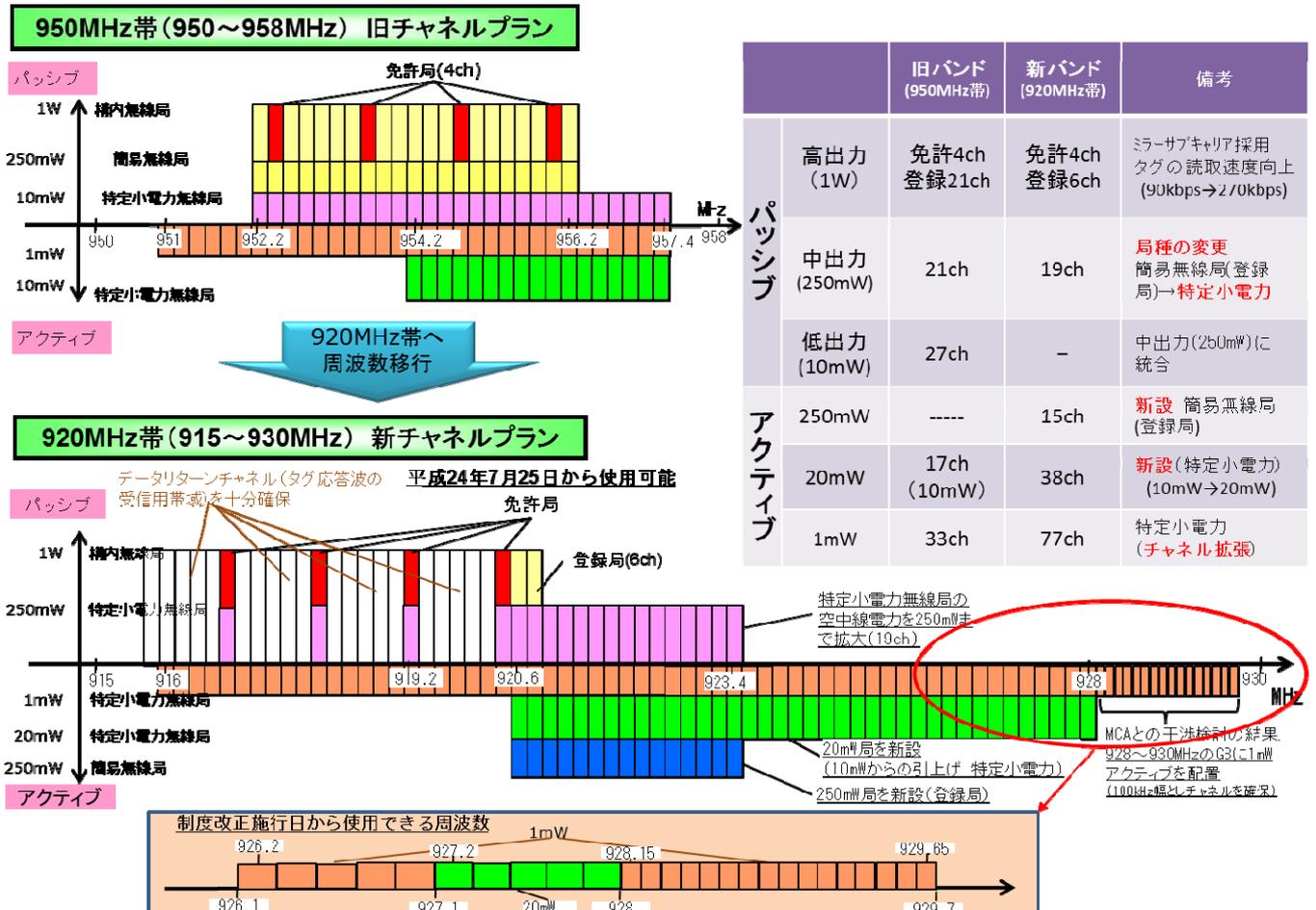
- ・ 高密度配置が可能で、周波数利用効率に優れた方式 (ミラーサブキャリア方式)を採用
- ・ タグ応答波の受信帯域を確保することで 高速化 (270kbps) を実現 (従来は 90kbps)



NEWS TOPICS

4. 920MHz 帯 RFID の利用可能時期

- ・ 920MHz 帯 RFID は、900MHz 帯の再編が完了する **平成 24 年 7 月 25 日** 以降より利用可能。
- ・ **926.0~929.7MHz (特定小電力無線設備)** については、**法令施行日より証明及び認証可能**。



5. 950MHz 帯 RFID の経過措置について

- ・ 証明（技術基準適合証明、以下同じ。）及び認証（工事設計認証、以下同じ。）に関して、登録証明機関が平成 24 年 7 月 24 日 までに申請を受け付けたものについては、新規の証明及び認証を認める。
- ・ 証明及び認証を受けた無線設備に関しては、平成 30 年 3 月 31 日 まで効力を有する。
- ・ 920MHz 帯 RFID の無線設備が市場に導入され代替措置が整うまでの間は、950MHz 帯 RFID の免許・登録を制限することは困難であるため、平成 24 年 12 月 31 日 までに所管の総合通信局が申請を受け付けたものについては、950MHz 帯 RFID の免許及び登録を認める。
- ・ 既に証明及び認証を受けている無線設備であっても、平成 25 年 1 月 1 日 以降に製造された設備に関しては、証明及び認証の効力を要しないものとする

施行日	平成24年7月24日	平成24年12月31日	平成30年3月31日
950MHz帯 構内無線局 (免許・登録)	構内無線局の免許・登録可能	免許局: 設備変更、常置場所変更等可能 (新規免許不可) 登録局: 開設届け、常置場所変更等可能 (新規登録不可)	
950MHz帯 簡易無線局 (登録)	簡易無線局の登録可能	開設届け、常置場所変更等可能 (新規登録不可)	
技術基準 適合証明 及び 工事設計 認証	証明及び認証可能	新規の証明及び認証不可	
	既に証明及び認証を受けている無線設備は、平成30年3月31日までその効力を有する		
	証明及び認証済設備の製造可能	平成25年1月1日以降に製造された設備は証明・認証の効力を有しない	

出典：総務省ガイドライン・意見募集時の改正案

お問合せ先：

株式会社ディーエスピーリサーチ 営業部

078-940-0377 (代表) 078-940-0378 (FAX)

E-mail: dspr_sales@dspr.co.jp